

串本町における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者及び合意状況
メルキュール和歌山串本リゾート&スパ	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台1184-10	一般乗用旅客自動車運送事業者（串本タクシー株式会社）が行う、旅客運送法（昭和26年法律第183号）の第21条第2号に規定する乗合旅客（実証実験）の運送の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図ること。	関係者 串本タクシー株式会社 和歌山県公安委員会 近畿運輸局 串本町 合意状況 令和7年11月25日、上記関係者において合意
橋杭岩	和歌山県東牟婁郡串本町闇野川1549番地地先			
串本駅	和歌山県東牟婁郡串本町串本33-2			